

## 重度の障害がある人への 職場等介助支援の開始

新規

**2,810**千円

企業や自営等で働く重度の障害がある人に対して、重度訪問介護等事業者を通じ、職場等における介助や通勤の支援を新たに実施し、重度の障害のある人の雇用と就労の継続を図ります。

### 【支援内容】

- 重度障害者等が通勤や職場等において必要とする移動支援・身体介護など

### 【対象者】

以下のいずれにも該当する人

- 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの利用者
- 民間企業に雇用されている人、または自営業者等の人
- 1週間の所定労働時間が10時間以上であること



※本事業は、国の「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を活用したものになります。

## 手話リンクサービスの導入

新規

**20**千円

耳の聞こえない人、聞こえにくい人など、会話に手話を必要とする方が、市役所のホームページにある専用ボタンをクリックすることで、手話通訳オペレータを介して、手話で市役所に電話ができるサービス「手話リンク」を新たに導入します。

※利用する場合の事前登録は不要、通話料はかかりません。（インターネットの通信料はかかります。）

